

業務説明資料

本業務は、浜松市内企業・団体（以下「市内法人」という。）の健康経営の取組を促進するため、健康投資効果の分析を実施し、健康経営実践法人の内的効果及び外的効果を明らかにするもの。

1 委託業務の内容

浜松市内企業における、健康投資効果の調査・分析を行う。

- (1) 実施体制及びスケジュール
- (2) 浜松市内企業・団体等法人の状況調査
- (3) (2) の調査結果に基づく分析
- (4) 事業の報告
- (5) 報告書の作成
- (6) 成果物の提出

2 業務の仕様

(1) 実施体制及びスケジュール

提案による。ただし、実施体制には外部有識者を含むものとし、外部有識者との調整は、受託者が行うこと。

また、スケジュールは受託者の提案を踏まえて、委託者と調整して決定するものとする。

(2) 浜松市内企業・団体等法人の状況調査

状況調査の実施方法については、調査票による調査及び、ヒアリングによる調査を実施するものとし、以下①～③については提案によって、委託者と協議のうえ決定する。

ただし、調査対象及び調査票による調査の実施方法については以下のとおりとする。

なお、調査に際しては2（1）にある外部有識者などから助言を得ること。

<調査対象>

調査票による調査については、優良法人認定 2025 を取得した市内法人 220 者及び健康宣言を実施する市内法人の一部（80 者程度）を抽出し、合わせて 300 者程度を対象とする。

ヒアリングの対象は、前述の 300 者のうち、業種や事業規模、調査票への回答状況等を踏まえ、5 者程度とする。

なお、調査票による調査及びヒアリングの対象者の抽出については、委託者と受託者が調整のうえ決定とする。

<調査票による調査の実施方法>

書面で調査票を発送し、オンラインで回答する方法とし、以下の方法を含むものとする。

ただし、提案内容を踏まえて受託者と委託者が協議して決定するものとする。

- ・オンラインによる回答フォームを準備して、回答先 URL を記載した依頼文（A4 用紙 1 枚、白黒印刷）を同封のうえ、調査対象とする市内法人に送付すること。

- ・調査票発送先の郵便番号、所在地、法人名については、浜松市から提供する。なお、回答率を向上させるため、依頼用の封筒は、浜松市ウエルネス推進事業本部名で作成し、調査実施者も浜松市ウエルネス推進事業本部とする。

① 調査項目の決定

中小規模の市内法人の経営層が、健康投資の実施を検討する際、判断材料になると想定される内的効果及び外的効果につながる項目（※1）について提案すること。なお、調査開始前までに委託者と受託者とが協議のうえ決定する。

内的効果及び外的効果に繋がる項目については、以下に挙げる想定例を含む10～30項目とする。なお、調査項目は、調査対象となる法人の負担を軽減するため、既に保持していると考えられるデータであることを前提とする。

（※1）内的効果及び外的効果につながる項目

調査対象となる市内法人の健康経営の取組内容の傾向、健康経営に取り組む前後の経営状況や健康状態を比較、全国平均との比較 など

（想定例）調査対象となる市内法人の求職者数、平均勤続年数、平均年齢、採用者数、離職者数（率）、休職者数（率）、売り上げ／年、従業員当たりの売り上げ／年、純利益／年、従業員当たりの純利益／年、健康投資額／年、従業員の健診データ、再検査率／年、特定保健指導対象者数、従業員当たりの時間外勤務／年 など

② 調査票の作成

ただし、①の調査項目を盛り込んだ調査様式とする。

③ ヒアリングによる調査

ヒアリング方法、内容について提案すること。

ヒアリングにおいては、各種データの背景、定性的な評価、その他数値で図ることができない内容等を中心に聴き取りを行うこと。

ただし、ヒアリングによる調査対象法人数は、2（2）＜調査対象＞の通り5者程度とし、ヒアリングの調整は受託者が行うこととする。なお、ヒアリング調査には、委託者も同席する。

（3）効果検証

提案による。ただし、以下①、②の内容を含めること。

① 調査票とりまとめ結果のデータ分析等

データ解析手法は、提案による。

ただし、認定取得前後で明らかに向上している項目や、それぞれの項目の相関、健康投資において意識すべき因子の特定等を行い、視認性を高めて分かりやすく取りまとめること。

なお、データ解析手法については、外部有識者の助言を得ること。

② ヒアリング等詳細調査の分析及び効果検証

ヒアリングを実施した市内法人が持つ各種データを用いて、健康経営に取り組む前と後の経営状況や従業員の行動変容・健康状態を比較分析し、健康投資効果を検証すること。

(4) 事業の報告

受託者は、本業務が目的を達成するために浜松市と綿密な連携を図りながら業務を進めることとし、中間報告等の定期的な報告を実施すること。

(5) 報告書の作成

報告書及び報告書（概要版）を作成すること。

調査結果については専門的な分析結果とともに、今後の健康経営の普及啓発活動に活用できるように、視覚的にもわかりやすく明瞭にまとめた概要版を作成すること。

(6) 成果物の納品

最終報告書及び最終報告書（概要版） データ CD-R 2部

3 その他

- ・ 浜松市からの支給品及び貸与品がある場合は、受託者が浜松市役所本庁舎 6 階ウエルネス推進事業本部において受け取りを行うか、受託者の負担による郵送での対応とする。
- ・ 受託者は、本業務の実施に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。また、業務終了後も同様とする。
- ・ 業務の処理に当たっては、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)、浜松市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 5 年浜松市条例第 24 号）を遵守し、個人情報の保護に最善の努力を払わなければならない。
- ・ 本業務により作成し、浜松市に提出した納品物の所有権及び著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む）は浜松市に帰属するものとし、浜松市において自由に利用・修正・公開することができるものとする。
- ・ 本業務により作成し、浜松市に提出した納品物の著作者人格権は行使しないものとする。
- ・ 本業務の円滑かつ効果的な進捗を図るため、浜松市と綿密な連携を図りながら業務を進めることとし、本仕様の定めのない事項について疑義が生じた場合は、その都度協議により決定するものとする。